

福島県地域公共交通活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人口減少の進行による公的負担の増加など、公共交通を取り巻く環境が急激に悪化している一方、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっている状況に適切に対応するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「活性化再生法」という。）を踏まえ、持続可能な公共交通網の構築を図るため、地域公共交通の活性化事業を行う市町村又は活性化再生法第6条に基づく協議会（以下、「法定協議会」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、市町村又は法定協議会とする。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、補助率、補助額、補助対象期間及びその他必要な事項は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、収支予算書とする。

ただし、規則第4条第3項の規定により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域公共交通活性化事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第9条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、福島県地域公共交通活性化事業実施状況報告書（第3号様式）を知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域公共交通活性化事業実績報告書（第4様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 参加料や協賛金など、自己資金以外の収入が発生する事業に関しては、通帳の写し、受領証（控）等の収入を証する書類（写）
- (3) 領収書又は支払いを証する書類（写）
- (4) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあつては写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県地域公共交通活性化事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳（第6号様式）を備え管理しなければならない。

5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（補足）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額
計画策定事業	地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定に係る経費※注 (協議会開催等の事務費、データ収集・分析費用、住民等アンケート実施費用、その他知事が必要と認める費用)	1 / 4 (2,500 千円を上限とする)	補助対象経費から、当該補助対象事業に係る収入その他の収入の額を控除して算出された額と、補助対象経費に補助率を乗じて得られた額のいずれか低い額の範囲内で、知事が定める額とする。

※注 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とは認められない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接対象とはならない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 補助事業者の打合せ会議等に要する食料費
- (5) 敷金等の後日返金される経費
- (6) 人件費 (ただし、補助対象事業ために臨時に雇用される者の賃金を除く)
- (7) 設計費
- (8) 補助対象経費のみに使ったか明確に切り分けできない経費

別表 2

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額
実証事業	地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画を含む）に位置付けられた事業の実証に係る経費（補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までに生じたもの） ※注（実証運行費用、実証結果の分析・評価費用、その他知事が必要と認める費用）	1年目：1／2 （5,000千円を上限とする） 2年目：1／3 （3,000千円を上限とする） 3年目：1／4 （2,500千円を上限とする）	補助対象経費から、当該補助対象事業に係る収入その他の収入の額を控除して算出された額と、補助対象経費に補助率を乗じて得られた額のいずれか低い額の範囲で、知事が定める額とする。

※注 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とは認められない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接対象とはならない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 補助事業者の打合せ会議等に要する食料費
- (5) 敷金等の後日返金される経費
- (6) 人件費（ただし、補助対象事業ために臨時に雇用される者の賃金を除く）
- (7) 設計費
- (8) 補助対象経費のみに使ったか明確に切り分けできない経費